組合ニュース

第１５１８７号
２０１９年5月１０日（金）
日本製鉄和歌山労働組合
組　織　教　宣　部

WAKAYAMA WORKERS' UNION

組 合 Ｈ Ｐ　http://nssmwu.jp/
代表内線番号　和歌山地区(本部)　(54)-3590　堺地区　652990　海南地区　(54)-5555

2019 年度第 8 回中央委員会報告

【日時】4 月 26 日（金）
17 時 15 分～18 時 50 分
【出欠】出席 75 人　委任 18 人　欠席 0 人
【議長】岩本氏

Ⅰ　報告事項

1. 政策実現対策委員会報告
   ・第 19 回統一地方選挙の結果について
   ・「第 25 回参議院議員選挙」における立候補予定者の推薦について
2. 上部団体会議報告
   ・第 34 回中央執行委員会
   ・中央労使協議報告
3. 箇所労使協議報告
   ・健康で効率的かつクリエイティブな働き方の実現に向けて（その 2）
   ・和歌山製鉄所における箇所協定について
   ・2019 年 5 月度生産計画について
   ・2019 年度 1／四期合理化案件について（その 2）
   ・和歌山製鉄所における「仕事と生活の調和の取れた働き方（ワーク・ライフ・バランス）」について
   ・2019 年 5 月払（2019 年 4 月分）以降の通勤交通費支給額について
4. 専従者給与審議委員会報告
5. 2019 年「夏季安全ポスター」選考結果について
6. 2019 年「安全作文」の募集について
7. 5 月度日程について

Ⅱ　審議事項

1. 日本製鉄労連「第 7 回中央委員会」および「総括討論集会」への対応に関する件（案）
2. 「生活総点検活動の取組み」に関する件（案）

中央委員会の議事内容（抜粋）を紹介します。

◆箇所労使協議報告

・健康で効率かつクリエイティブな働き方の実現に向けて（その 2）【要旨】

（組　合）

去る 2019 年 3 月 12 日に開催した団体交渉・労使協議会において、会社より提案・説明を受けた「健康で効率的かつクリエイティブな働き方の実現に向けて」について、各支部と連携を図りながら組合員からの意見集約に努めてきたところである。

本日は、こうした経過を踏まえ、組合としての態度を表明する。

まず、年次有給休暇の時季指定についてであるが、組合としては本来「年休は完全取得をめざすことが基本」であり、誰もが気軽に年次有給休暇を取得しやすい職場風土づくりに努めることが重要であることから、これまでも労使間で、各人が年間年次有給休暇 10 日以上の取得をめざした取組みを進めてきたところである。このような中、今回提案を受けた年次有給休暇の時季指定につ

いては、労働基準法改正に基づくものであり、「会社が本人の意見を聴取し、その意見を尊重した上であらかじめ時季を指定する」としていることを踏まえ、各人が納得したうえで5日以上の年次有給休暇取得をするものとして受け止めることとする。

次に、半日年次有給休暇の取得上限回数が 40 回に引き上げられること、ならびに福祉休暇の私症欠勤による利用条件が 1 日単位に緩和されることについては、それぞれ利便性が向上するとともに、職場からも要望が出されていた内容であることからも、より活用しやすい制度となったものと認識する。

また、フレックスタイム制度においては、所内の常昼職場の完全フレックス化やコアタイムの短縮について、それぞれの職場実態を踏まえた運用が可能になるとともに、整備部門の定修・大修繕期間やその他部門における繁忙期を対象に実施するコアレス化についても、より柔軟で効率的な働き方につながるものと期待する。その一方で、コアレス化については、試行期間を通じて具体的な対応を含め、組合としても注視していくこととする。さらに、今回の制度改訂により新たにフレックスタイム制の適用対象となった職場や個々人に対しては、制度内容の説明・理解を図ることが必要であると考える。

最後に、テレワークの導入については、個々人の事情に応じて効率的かつ柔軟な働き方が可能となり、より業務の効率化が図られるものと期待するが、和歌山製鐵所の実態を踏まえ、具体的にどのような形で導入できるかを検討し課題を整理するとのことであり、導入時期を含め試行内容については、詳細が決定次第、労使話し合いの場を持つこととしたい。

以上のことから、組合としては、今回の会社提案内容が、「健康で効率的かつクリエイティブな働き方の実現」に資するものとして受け止め、以下の要請事項を付した上で、了解していくこととする。

＜要請事項＞

(1) 年次有給休暇の取得日数が5日未満の者への時季指定については、法改正に基づくもので最低限の取得を遵守するものであるが、会社として本人の意見を十分に尊重の上、計画的に取得できるよう管理者による配慮と業務調整を徹底すること。

(2) 新たにフレックスタイム制度の適用対象となった職場や個々人に対しては、制度内容の説明と理解の徹底を図ること。また、コアレス化については、試行実施期間に発生した課題についても明確に示すこと。

(3) テレワーク制度については、和歌山製鐵所の実態を踏まえた具体的な実施内容を早期に検討することに加え、成案を得次第、改めて組合に説明をすること。

（会　社）

ただいま組合は、「健康で効率的かつクリエイティブな働き方の実現に向けて」について、各支部との連携を図りながら組合員からの意見集約を踏まえ、会社提案内容をもって了承する旨の態度表明をされた。

まず、年次有給休暇の時季指定についてである。労働基準法の改正により、年次有給休暇が法定 10 日以上付与された者に対しては、5 日の年次有給休暇取得が義務付けられたことから、年度初めより会社と本人による対話を通して、計画的な年次有給休暇取得日を設定するとともに、取得日数が 5 日未満にならないよう各所属における年次有給休暇取得計画作成を徹底していく所存である。その中で、年次有給休暇取得が 5 日未満の者に対しては業務調整を図りながら、着実に法律を遵守するよう対応していく考えである。また、当所労使間では、ワーク・ライフ・バランスの観点から、これまでも「年間年次有給取得 10 日以上」の目標を掲げ取り組みを実施しているため、引き続き、この取り組みを促進していく。

次に、フレックス制度適用者への対応についてである。今般、所内常昼職場の完全フレックス化、フレックスコアタイムの 11 時から 14 時への変更、整備部門の定修・大修繕期間やその他部門における繁忙期を対象に試行的に実施する一部コアレス化については、これまで以上により柔軟な働き方ができることに加え、労働時間削減に繋がるものであると考えている。その中で、新たにフレックス制度の適用となった者への説明や理解については丁寧に対応していく所存である。また、

一部コアレス化については、試行状況を踏まえ、今後発生し得る課題を抽出し、本格運用に向けた対応を図りながら、組合に対しては、前広に情報共有していく考えであるとともに、詳細が決定次第、別途、話し合いの場を持つこととする。

最後に、テレワーク制度についてである。当所としては、人事部門において、当該施策実施に向けた時期や課題の整理を行い、試行に向けた具体案を検討しているところであるが、組合に対しては、前広に情報共有していく考えであり、詳細が決定次第、別途、話し合いの場を持つこととする。

会社は、本日の組合の要請要旨も踏まえた上で適正な制度運用を行うとともに、引き続き、フレックスタイム制度の試行運用状況の確認および本格運用に向けた課題整理、また、テレワーク制度の具体案を早期に提案する所存であることから、組合ならびに従業員の皆さんにおかれては、ご理解・ご協力をお願いする次第である。

◆2019 年度「夏期安全ポスター」選考結果について

1. 応募総数　　23 件
2. 選考結果

【最優秀作品】
設備総務支部　山下（やました）　正一（まさかず）さんの作品…①

【優 秀 作 品】
鋼管技術支部　髙野（たかの）　智大（ともひろ）さんの妻いずみさんの作品…②

製銑保全支部　野方（のがた）　恭平（きょうへい）さんの
妻　恵（めぐみ）さん
子　悠真（ゆうま）さん（小学 1 年生）
子　咲彩（さあや）さん（5 歳）
の共同作品…③

①



②



③



3. その他
(1) 最優秀作品、優秀作品に加えて、佳作より動力支部・大形支部の作品を日本製鉄労連に提出し、基幹労連の「安全衛生対策強化月間」用の安全ポスターとして応募する。
(2) 提出された作品は組合会館に掲示し、安全啓発に活用する。

◆「生活総点検活動の取組み」に関する件（案）

1. 点検領域と取組み主体

点検領域		交渉対象	取組み主体
企業内に関する事項	福利厚生・職場環境 安全衛生・労働条件等	企業	支部、単組、日本製鉄労連
企業外に関する事項	地域生活（道路等）	地方自治体	単組、産別都道府県本部・センター、各級議員、地方・地域連合
	政策制度・産業政策	政府 省庁 業界団体	産別都道府県本部・センター、産別本部、連合、各級議員（国政フォーラム等）

2. 具体的な取組み内容
(1) 各支部にて 5 月から 6 月の間に前項 1 に示す事項について点検活動を実施する。
(2) 組合員から挙げられた問題・課題について、まずは支部で解決出来るかどうか精査し、別紙に取りまとめる。
(3) 支部で解決可能な問題・課題については、9 月以降課題解決に向けて取組みを進める。
(4) 上記以外で支部で解決が難しい問題・課題や企業外に関する事項（地域生活環境・政策制度・産業政策等）について、調査用紙に取りまとめた内容を執行部へ提出願う。

3. 問題・課題の解決とフォロー活動
(1) 企業内の課題
＜支部事項＞
職場労使委員会や職制との対話を通じて、課題解決に向けて取組みを進める。その中で、結果的に支部で解決が難しい課題があれば、都度執行部に相談願う。なお、取組み結果については、都度職場へフィードバッ

クをお願いする。

＜単組事項＞

日常的に解決可能な課題については、執行部として都度対応をしていくこととし、それ以外については、労使話し合いの場の活用や、内容によってはＡＰ春季取組みにおける箇所独自要求として検討を進めるなどの解決を図る。なお、その結果については、支部・職場へフィードバックを行っていく。

＜日本製鉄労連事項＞

執行部として取扱いを整理したうえで、日本製鉄労連へ提出することとする。その後、日本製鉄労連としては各単組から提出された課題を整理し、労働協約に関わる課題については、ＡＰ春季取組みなどを通じて解決を目指し、それ以外は、会社との話し合いの場を活用しながら解決に努める。その結果は、日本製鉄労連の各種会議を通じて各単組にフィードバックされることから、和歌山労組としては、各種会議や組合ニュースなどを通じて支部・職場に周知していくこととする。

(2) 企業外の課題

企業外の課題は、和歌山労組からの提出内容を受け、産別本部・和歌山県本部ならびに大阪府本部が主体に取組み、その結果は、当該単組にフィードバックされることから、その内容を支部・職場にフィードバックする。

企業内事項、企業外事項については、2019 年 11 月～2020 年 3 月の間を課題解決期間とし、2020 年 6 月に提起された問題・課題のとりまとめと、職場へのフィードバックを行う。

4. 注意事項

(1) 点検活動で挙げて頂く問題・課題については、出来る限り具体的に記入頂く。

例　○○職場が暗いので、電気を付けてほしい　⇒　○○職場の○○から○○に向かう通路が暗いので、○○（どこ）に電気を付けてほしい。

○○市が渋滞するので、何とかしてほしい。　⇒　○○市○○（具体的な地名）の○○交差点の○○方向が渋滞するので、対策してほしい。(出来れば時間帯も記入方)

(2) 問題・課題の内容によっては、必要に応じて写真や別途資料の提出をお願いする。

◆第 25 回参議院議員選挙における和歌山労組の推薦立候補予定者「藤井　幹雄」氏より挨拶を受ける。

第 8 回中央委員会前段、7 月に執行予定の第 25 回参議院議員選挙に立候補予定の藤井幹雄氏より推薦の御礼ならびに「働く皆様の声を国会に届けたいと思いますので、最後までのご支援とご協力をお願い致します。」と決意が述べられました。

組合員の皆様におかれましては、ご支援とご協力をお願い致します



【藤井　幹雄氏】

◆第 19 回統一地方選挙における和歌山労組の各推薦候補者より御礼の挨拶を受ける。

第 8 回中央委員会冒頭、第 19 回統一地方選挙における推薦候補者の浦口高典氏、坂田隆徳氏、寒川篤氏、木畑匡氏より御礼の挨拶がありました。

各推薦立候補者からは、「今回の選挙戦では、皆様から絶大なるご支援をいただきありがとうございました。今後とも、ご支援とご協力をよろしくお願い致します」とお礼の挨拶が述べられました。



【浦口　高典氏】



【坂田　隆徳氏】



【寒川　篤氏】



【木畑　匡氏】

中央委員会の資料は組合ホームページに掲載していますので、詳細につきましてはそちらをご覧ください。

組合ＨＰ　ＱＲコード